

島根県立こころの医療センター体育施設開放に係る使用者心得

平成20年3月11日
制 定

島根県立こころの医療センター(以下「センター」という。)の体育施設を使用する者は、次に掲げる事項を遵守してください。

1. 体育館及び中央管理室以外のセンター施設又は敷地には立ち入らないでください。
2. 使用責任者は、鍵を第三者に譲渡又は使用させないでください。
3. 体育館内は土足厳禁ですので床に砂をあげたり、傷をつけたりしないようにしてください。
4. 体育館内において、器具等を運搬するときは取り扱いに気をつけ、床・建物等を傷つけないよう十分に注意してください。
5. 体育館内に雨傘を持ち込まないでください。
6. 体育館内の器具、備品等を使用するときは必ず事前に申請し許可を受け、使用後は器具等を元の状態に戻しておいてください。なお、体育館内には特別な設備は設けないでください。
7. 使用するときは、許可された使用時間を必ず守ってください(後始末及び清掃は使用時間に含まれます。)
8. 体育館用シューズを必ず使用し、体育館入口で履き替えてください。
9. 体育館のシャワー設備を使用しないでください。
10. 体育館内及びセンター敷地内は全面禁煙です。
11. 体育館内では、飲食禁止です。
12. 体育館内では、水及び火気を使用しないでください。
13. 体育館の使用に当たっての事故等に対しては、センターは一切の責任を負いません。
14. 万一、使用者側が建物及び備え付け備品を亡失し、又は棄損したときは、センター(中央管理室)へ直ちに届け出て、責任をもって現状に回復、又はその損害を賠償していただきます。
15. 体育館使用後の後片付け、清掃、戸締まりについては使用者全員で行ってください。なお、場内へ持ち込んだものは使用者が必ず持ち帰ってください。
16. 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品・動物の類を携帯、又は連行しないでください。
17. 車両は必ず所定(外来患者用駐車場)の場所に駐車し、体育館前、ミニグラウンド等への乗り入れはしないでください。
18. 子ども同伴の場合はその管理者をつくり、子どもの管理にあたらせてください。その他、管理上必要な指示に反する行為はしないでください。
19. 使用者が、上記使用心得に違反又は厳守しなかった場合には、次回からの使用を許可しないものとします。